

## 「名古屋城天守復元60周年祭」 主催者からのご挨拶

本日はご多忙中、私共主催の「名古屋城天守復元60周年祭」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。ぜひ今宵は皆様とともに、60年という永きに渡り名古屋の街を見守り続けてくれている名古屋城に感謝を捧げるとともに、今なお色褪せないその威容を堪能したいと思います。

### 式次第

- ・開会のことば
- ・ゲストスピーチ

赤羽一郎氏（前名古屋市文化財調査委員会委員長・元愛知淑徳大学講師）

- ・歌の披露
- ・フリースピーチ（来場者の皆様から）
- ・閉会のことば  
(会終了は19:40をめどとさせていただきます)



名古屋城天守の有形文化財登録を求める会  
会のHP : <http://bit.do/Ncastle>

会の運営は寄付によって支えられております。  
ご理解いただきまして活動費のご寄付を頂けるようお願い申し上げます。

#### **【振込先】ゆうちょ銀行：名古屋城天守の有形文化財登録を求める市民の会**

＜ゆうちょ銀行からの振り込みの場合＞

記号：12040

番号：22897961

＜他金融機関からの振り込みの場合＞

店名：二〇八（ニゼロハチ）

店番：208

預金種目：普通預金

口座番号：2289796

# 古 城 ( 鯱 城 )

作詞 高田廣司

① 薫 (いらか) の 青に 壁白く

輝く鱗 (うろこ) 金の鱗

希望と夢を 空に見て

ああ 仰げばゆかし 天守閣

② 二度と燃やさぬ その決意

込めて築いた 大天守

大都名古屋の 行く道を

ああ 今日も見守る 天守閣

③ 万葉 (ばんだ) の桜に 抱 (いだ) かれて

聳 (そび) ゆる やぐら 天を指す

尾張 名古屋の こし方 (かた) を

ああ 未来につなぐ 天守閣

④ ハミ跡 <sup>カト</sup> 残す 石積 <sup>シズミ</sup> みを  
静かに映す <sup>ゲツ</sup> 堀の水  
流れの雲を左として  
ああ、いい たたづき 天守閣

(元歌は 三橋美智也 古城)



市は言う「告示15号は、業務報酬（設計料）を定める建築士法25条を標準業務で示したに過ぎない。」への反証。

Q 国交省 告示15号「法令上の関係機関との打ち合わせ」は、「基本設計で必要な範囲」が、「実施設計で必要な範囲となるだけであり、基本設計と実施設計の違い――――――を理解していないと、告示が意味不明になる。

①国交省は、50年前から設計を「基本設計」と「実施設計」分ける事を指導してきた。基本設計に基づき造るための実施設計は設計料の7割以上を占めるので、基本設計を分離して建築主の了解を得ておきなさいである。設計図書は出来たが「私の意図とは違う。設計料を払わない。」の設計料不払いの訴訟は今も絶えない。設計事務所にとって、「手戻り防止」になるので、設計条件を整理（客の要望、敷地条件）し、関係官庁と打ち合わせをして設計建物の法適合の確認を取り、設計方針にのっとり「基本設計図書」と「概算見積もり書」によって客の了解を得て、実施設計に進む。今回のように設計契約を基本設計と実施設計に分けることは、極めて珍しい。



企画で工事予算を決めたが、実施になると工事金が膨らんでしまう事が多いので、「設計フロー、基本・実施の分離を守れ」という国土省の通達である。

「技術提案・交渉方式」は、ゼネコンに設計も含めて指値をし、守らせるものであり、考えの根は同じである。企画とは、プロジェクトが定まっていない段階を指す。土木事業では「構想」をよく使う。

## 訴訟の取り組み方針

(3)

- ・原告は、法に素人である。建築設計にも素人である。
- ・原告は「竹中は基本設計できていないのに、市は全額8億4千万円余を払った。」と思って訴点を指摘しているので、名古屋市は「基本設計の内容はこれこれ」と、黒塗りを剥がして原告に証明しないといけない。通常とは逆なのである。
- ・被告に故意・過失があったことを証明するのは難しい。黒塗りが裁判官によって剥がされても、まだまだ原告・裁判官共に建築素人どうしではまだ難しい。そこで、市の言い分に反証するこのシートの内容を重要視する。

名古屋市のゼネコンコンペの「前提」は⑥の「建築基準法3条4号1項の認定：法適除外 を条件とする」であった。

具体的に市長が言う「空襲で燃えた国宝名古屋城天守を、史跡の上に木造で史実に忠実に復元する。文化庁も名古屋城は資料が豊富であり復元検討委員会の内規<歴史的建造物>にかなうと言っている。本物の国宝だから、建築基準法の適用除外とする。」と。

① 平成29年3月25日 国土交通省 住宅局建築指導課 「歴史的建築物を建築基準法について」 甲29号証とする。

○国交省は、50年前から設計を「基本設計」と「実施設計」分ける事を指導してきた。基本設計に基づき造るための実施設計は設計料の7割以上を占めるので、基本設計を分離して建築主の了解を得ておきなさいである。設計図書は出来たが「私の意図とは違う。設計料を払わない。」の設計料不払いの訴訟は今も絶えない。設計事務所にとって、「手戻り防止」になるので、設計条件を整理（客の要望、敷地条件）し、関係官庁と打ち合わせをして設計建物の法適合の確認を取り、設計方針にのっとり「基本設計図書」と「概算見積もり書」によって客の了解を得て、実施設計に進む。今回のように設計契約を基本設計と実施設計に分けることは、極めて珍しい。

## 歴史的建築物と建築基準法について

平成29年3月25日

## 建築基準法（昭和25年法律第201号）の目的

(目的)

**第一条** この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

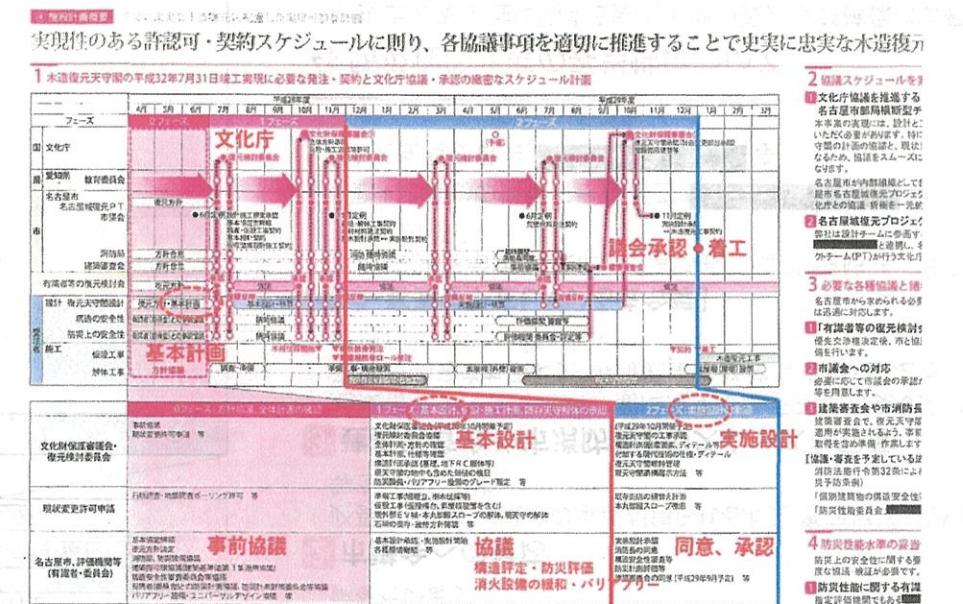
### (建築基準法における技術基準の基本的な考え方)

- ・国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の地震に対する安全性や火災に対する安全性の確保など、遵守すべき最低の基準を定めている。
  - ・国宝や重要文化財等を除き、建築基準法に定める技術基準は、全ての建築物に適用されている。
  - ・建築する建築物が建築基準法に適合しているかどうかは、建築主事等が行う建築確認・検査の手続きによって担保される。  
したがって、建築主事等が適確な審査を実施できるよう、建築基準法の技術基準は、事前に明らかにされなければならぬ。

市は言う「文化庁審議会がOKとなるまでが基本設計というのはスケジュール感を示したものに過ぎない。」への反証。

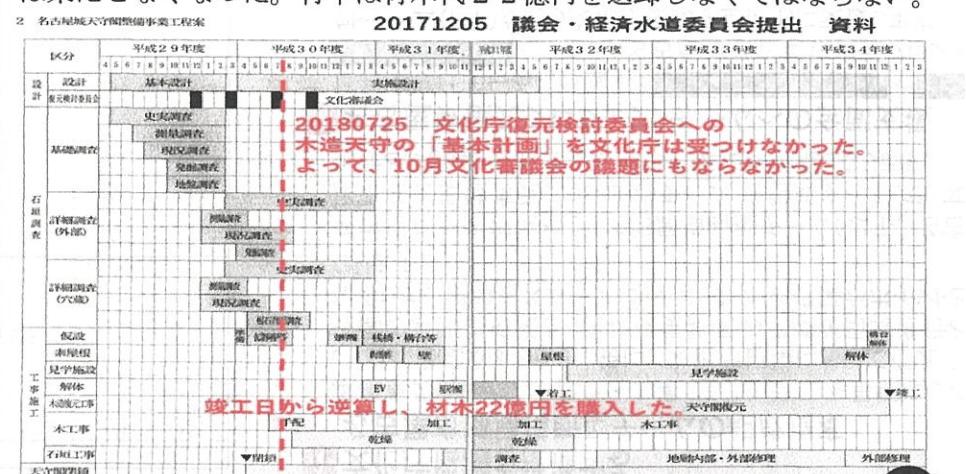
## S 平成28年3月竹中「技術提案書」の中の 許認可・契約（基本設計と実施設計）スケジュールと、関係機関との協議項目

竹中は、名古屋市との殴り合いに向けて、このページが盾にも剣にもなる請負契約の要になるので隠蔽できない。文化庁復元検討委員会からのOKがないので今もって基本設計は終わっていないどころか、名古屋市は「木造天守の実現」を担保できておらず、基本設計もスタート出来ていない状態である。具体的には基本計画図が確定しておらず、各種協議ができない。



竹中は建築士の説明責任(建築士法18条、24条の7)業務報酬(25条)において反している。竹中は設計料を返却しなくてはならない。

T 竣工を2022年末とした修正工程表  
文化庁の許認可がスケジュールを決めるのは変わらない。昨年10月で竣工は果たせなくなった。竹中は材木代22億円を返却しなくてはならない



20191021 Design Office TAK